

現況報告書等でよく見られる誤り一覧 (R8. 4. 1 更新版)

厚生労働省社会・援護局
福祉基盤課法人経営指導係

毎年「財務諸表等電子開示システム」に届出いただいている現況報告書等について、特に間違いの多い箇所をまとめましたので、入力のご参考としていただきますようお願いいたします。なお、本一覧は必要に応じ更新予定です。

【現況報告書】

法人区分関係

- ・ 1. (5) 法人区分について、社会福祉協議会でないのに社会福祉協議会の会計区分を用いている、またはその逆

評議員

- ・ 2. (1) 評議員定員について、定款に7名以上と定めているにも関わらず、7名未満を入力している
- ・ 2. (3-1~3-7) 評議員の氏名等について、実際には7名以上選任されているにも関わらず、7名以上入力していない

会計監査人

- ・ 会計監査人を設置するとして定款に定めていないにも関わらず、5. (1-1) に会計監査人の氏名を入力している（会計監査人ではない監事や顧問会計士等の氏名を入力している）
- ・ 会計監査人による監査（会計監査人による監査に準ずる監査を含む）を前会計年度に実施していないにもかかわらず、11. (1) を記入している。

母子生活施設関係

- ・ 母子生活施設及び婦人保護施設であるにも関わらず住所が公表されている（11. ①-3 で「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」を選択していない）

地域における公益的な取組

- ・ 「地域における公益的な取組」を実践しているにも関わらず、11-2 への記載がなされていない

専門家の支援

- ・ 「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日社援基

発 0427 第 1 号) に定める専門家の支援等を行っていないにも関わらず、14 に入力している

- ・ 独立監査人の監査報告書が発行される監査を受けていないにも関わらず、公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた会計監査として、14. (1) ③に「ア」を入力している。
- ・ 会計監査人を設置すると定款に定めているのにも関わらず、14. (1) ③に「ア」を入力している。

【計算関係書類】

計算書類（第一様式）

- ・ 法人単位事業活動計算書（第二号第一様式）と法人単位貸借対照表（第三号第一様式）との「当期活動増減差額」が一致しない。
- ・ 法人単位事業活動計算書（第二号第一様式）と法人単位貸借対照表（第三号第一様式）との「次期繰越活動増減差額」が一致しない。
- ・ 法人単位貸借対照表（第三号第一様式）の「資産の部合計」と「負債及び純資産の部合計」が一致しない。
- ・ 法人単位資金収支計算書（第一号第一様式）の「事業活動収入計」「事業活動支出計」、法人単位事業活動計算書（第二号第一様式）の「サービス活動収益計」「サービス活動費用計」及び法人単位貸借対照表（第三号第一様式）の「資産の部合計」「負債及び純資産の部合計」がマイナス残高となっている。
- ・ 社会福祉法第 45 条の 32 第 1 項に規定する計算書類等と「財務諸表等電子開示システム」に届出いただいている計算書類等が一致しない。

計算書類（第二様式及び第三様式）

- ・ 資金収支内訳表（第一号第二様式）及び事業区分資金収支内訳表（第一号第三様式）の内部取引消去の「当期資金収支差額合計」が「0円」となっていない。
- ・ 事業活動内訳表（第二号第二様式）及び事業区分事業活動内訳表（第二号第三様式）の内部取引消去の「当期活動増減支差額」が「0円」となっていない。
- ・ 貸借対照表内訳表（第三号第二様式）及び事業区分貸借対照表内訳表（第三号第三様式）の内部取引消去の「資産の部合計」と「負債及び純資産の部合計」が一致しない。

計算書類に対する注記及び附属明細書

- ・ 作成すべき注記及び附属明細書が作成されていない。
- ・ 計算書類の金額と注記及び附属明細書の金額が一致しない。